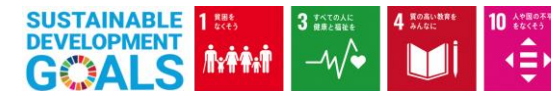


第2期山形県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要



第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

- ギャンブルなどにのみめり込むことにより、本人や家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるだけでなく、**多重債務や犯罪等の重大な社会問題**を生じさせる場合がある。
- ギャンブル等依存症は、適切な支援により回復可能であるが、**当事者や家族が問題の深刻さを認識しにくい**といった特性や、**治療や相談支援等に必要な情報を得にくい**といった理由等から、**当事者やその家族等に対する支援が必ずしも十分でない現状**にある。
- このような状況の下、国においては、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）を平成30年10月に施行し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成31年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定。
- 本県においては、国の動向や現行計画の評価などを踏まえ、本県の実情に即した「**第2期山形県ギャンブル等依存症対策推進計画**」を策定する。

2 計画の位置づけ、期間、ギャンブル等依存症の定義

- ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に規定する「**都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**」としての位置づけ。
- 第2期計画は令和7年度を初年度とし、令和9年度までの**3か年計画**。最終年度に、計画の評価及び見直しを実施。
- 「ギャンブル等依存症」の定義：「ギャンブル等にのみめり込むことにより**日常生活又は社会生活に支障が生じている状態**」（基本法第2条）であり、「ギャンブル等」とは、公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。
- ※医学上の定義：「病的賭博」（ICD-10）、「ギャンブル障害」（DSM-5）
（ICD-10は、世界保健機関（WHO）が定める国際疾病分類の第10版。DSM-5は、アメリカ精神医学会が定める精神疾患の診断・統計マニュアルの第5版）

3 推進体制

- 関係機関・団体等で構成する山形県ギャンブル等依存症対策連携会議を設置し、各取組に関する情報の共有、課題に関する検討、関係者の連携推進、計画の進捗管理等を実施

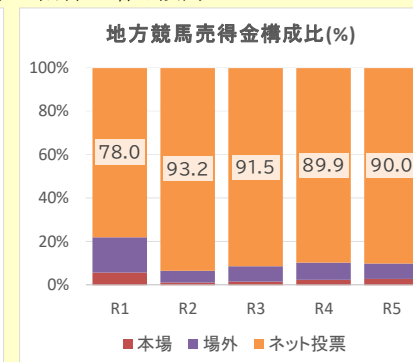
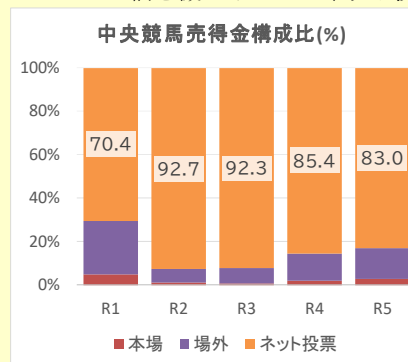
第2章 ギャンブル等依存症問題に関する現状と課題

- 国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況：**成人の1.7%（推計）**
（令和5年度ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査）
- 県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況：**約12,000人（推計値）**
（上記調査結果（1.7%）を本県の成人人口に単純に当てはめた場合）

○関連する調査データ

1 公営競技の状況

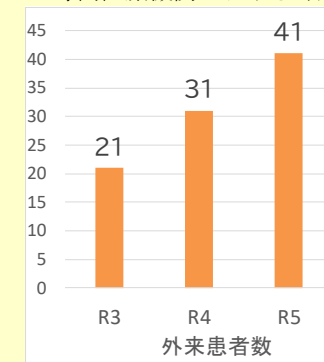
コロナ禍を機にインターネット投票の割合が増加傾向



（内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部）

3 ギャンブル等依存症の診療実績（県内）

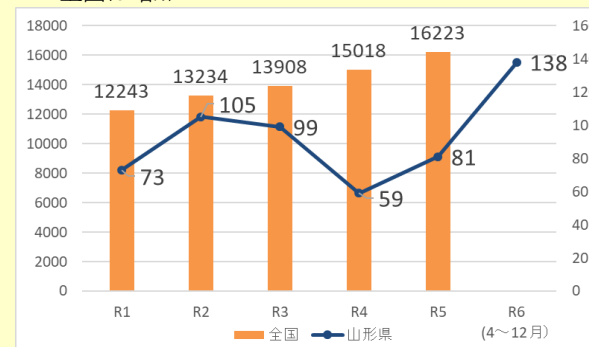
専門医療機関における外来患者数は増加



（県障がい福祉課調べ）

2 精神保健福祉センターにおける相談対応状況

全国は増加



（衛生行政報告例）

4 ギャンブル等に起因する県内の多重債務相談の状況

全体の10%未満で推移

| 相談内容 | R2年度 | | R3年度 | | R4年度 | | R5年度 | |
|-----------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 人数 | 構成比(%) | 人数 | 構成比(%) | 人数 | 構成比(%) | 人数 | 構成比(%) |
| 商品・サービス購入 | 29 | 25.4 | 23 | 22.5 | 22 | 25.3 | 25 | 26.9 |
| 事業資金の補填 | 18 | 15.8 | 3 | 2.9 | 10 | 11.5 | 15 | 16.1 |
| 住宅ローン等の返済 | 17 | 14.9 | 14 | 13.7 | 4 | 4.6 | 13 | 14.0 |
| 低収入・収入の減少 | 16 | 14.0 | 25 | 24.5 | 21 | 24.1 | 22 | 23.7 |
| ギャンブル・遊興費 | 8 | 7.0 | 8 | 7.8 | 7 | 8.0 | 6 | 6.5 |
| 保証・借金片代わり | 6 | 5.3 | 14 | 13.7 | 9 | 10.3 | 4 | 4.3 |
| 本人・家族の病気等 | 3 | 2.6 | 2 | 2.0 | 2 | 2.3 | 1 | 1.1 |
| その他・不明 | 17 | 14.9 | 13 | 12.7 | 12 | 13.8 | 7 | 7.5 |
| 合計 | 114 | - | 102 | - | 87 | - | 93 | - |

（東北財務局）

第3章 計画の基本的考え方 及び 第4章 具体的な取組

【1 基本理念】

基本法第3条及び国の基本計画を踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策の基本理念を次のように定める。

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- 3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

【2 取組にあたり留意する視点】

本県の実情を踏まえ、次の3点について取組にあたって留意していく。

- 1 予防対策への重点化
- 2 インターネットを介したギャンブル等依存症
- 3 家族への支援

【3 基本的な方向性・具体的な取組】

| | 基本的な方向性 | 具体的な取組 |
|-----|--|---|
| (1) | 不適切なギャンブル等を予防する取組及びギャンブル等依存症の正しい理解を深めるための普及啓発の推進 | ○ 予防教育・普及啓発の強化 ・学校や職場での予防教育などライフステージに応じた正しい知識の普及啓発と理解の促進 ・関係事業者等による予防措置や普及啓発の実施 |
| (2) | 相談・治療・回復のための支援体制の充実 | ○ 相談支援・治療支援 ・精神保健センター・保健所での相談支援や、依存症専門医療機関の拡充 ○ 民間団体との連携・社会復帰支援 ・自助グループ等の民間団体と関係機関との連携 ・困窮者支援担当との情報共有やハローワークとの連携による支援 |
| (3) | 連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進 | ○ 連携協力体制の構築 ・推進体制を構築するほか、相談担当者検討会等により関係機関同士の連携を強化 ○ 人材の育成・確保 ・支援者養成研修会や、関係事業者における人材の育成 |